

第5条（買主の責任）

買主は、販売直後の子犬子猫が環境の変化などにより体調に急変を起こしやすいことを自覚し、ペットの様子がおかしいと気づいた場合、またはペットの飼育上不明な点がある場合は、速やかに売主に連絡し、その指示に従うこととします。

第6条（売主の責任）

次の場合に売主は責任を負います。

(1)（売主の責任）

契約日より1ヶ月以内に、ペットが販売時にはわからなかった疾患等があり、それが原因で、死亡またはそれに準ずるような飼育継続に重大な支障をきたす場合は、買主は、売主に対し、一回に限り、第2条のペットの販売額と同額までの代ペットの交付を請求することができます。ただし、治療費等金銭の請求はできません。

買主は、売主に対し、本契約書、治療を行った獣医師作成の診断書及び治療費明細がわかる領収証、その他売主が特に必要と指定したもの（ワクチン接種証明書等）を提出しなければなりません。また、売主は代ペットの金額が第2条のペットの販売額より安い場合でも、その差額は交付しません。

(2)（免責事項）

次のような場合、売主は上記（1）の責任を負いません。

- ① アレルギーなど、治療が必要かどうか成長過程で判断する病気・症状の場合。
- ② ペットの引渡し後、買主及び飼育者（以下「飼育者等」と言う）が、ペットを適切な方法で飼育しないなど、飼育者等の飼育・管理方法に問題があった場合。
- ③ 飼育者等が、適切な時期に獣医師の治療を受けることを怠り、または、問題が起こった場合速やかに売主に相談しその指示に従わなかった場合。

第7条（特殊な症例の保障）

股関節形成不全（犬）

生後1年以内に股関節形成不全が発生し、獣医師により手術が必要と判断された場合は、買主は、以下①、②のいずれかの請求をすることができます。

- ① 獣医師での検査費用、及び販売代金額の2割の見舞金（ただし治療費用は保障しません）
- ② 同程度の犬との交換

第8条（契約日と引渡日が異なる場合（お取り置きケース）の売主の責任）

- (1) 本契約締結からペットの引渡日までに間がある場合、契約締結後引渡日までの間にペットが死亡した場合は、買主は、契約を解除して既に支払った代金（内金含む）がある場合は代金の返還を受けることができます。
- (2) 上記（1）においてペットが死亡に至らず、何らかの身体的異常が認められた場合は、当該ペットを引き渡さないこととします。この場合、買主は、⑦契約を解除して既に支払った代金（内金含む）がある場合は代金の返還を受け、または代金を払っていない場合は払って同等の他のペットの引渡しを求めることができます。

第9条（注意事項）

次のような場合、売主は責任を負いません。

- (1) 引渡し後、ペットが逃げ行方不明になった場合。
- (2) 売主の責めに帰しえない原因による病気、事故があった場合。
- (3) その他本契約の一つに買主が違反した場合。
- (4) 本契約書で特記事項として買主が了承した事項について。

第10条（特記事項）（第9条（4）の事項）

★表面記載参照

第11条（信義誠実義務）

この契約書に記載されていない問題が発生した場合には、売主と買主で誠実に協議によって処理することとします。

（本契約書の無断複製●転載を禁止します。）